

議案 78

神戸市立学校園の校長、園長、教員及び実習助手の採用及び昇任の選考に関する規則の  
制定について

神戸市立学校園の校長、園長、教員及び実習助手の採用及び昇任の選考に関する規則の  
制定について、議案として以下のとおり提案する。

令和4年3月23日提出

神戸市教育委員会事務局  
事務局長 長谷川 達也

## 神戸市立学校園の校長、園長、教員及び実習助手の採用及び昇任の選考に関する規則 の制定について

### 1. 制定の目的

教育公務員特例法第11条、第30条及び地方公務員法の育児休業に関する法律第6条第1項の規定に基づく、神戸市立学校園の校長、園長、教員、実習助手の採用及び昇任のための選考について、手続き等を明確化するため、規則を制定する。

### 2. 対象となる選考の種類

#### (1) 採用選考

- ・学校園教員採用候補者選考試験（離職者を対象とした特別選考を含む）
- ・学校園育児休業代替任期付教員採用候補者選考試験
- ・特別支援学校実習助手採用候補者選考試験

#### (2) 昇任選考

- ・学校長選考
- ・幼稚園長選考
- ・学校教頭選考
- ・主幹教諭選考

### 3. 規則の内容

選考の目的及び方法、選考の種類、選考区分及び資格要件、告知の方法及び内容、採用候補者名簿の作成及び運用方法、採用及び昇任の方法について規定する。

### 4. 施行期日

令和4年4月1日

○神戸市立学校園の校長、園長、教員及び実習助手の採用及び昇任の選考に関する規則

令和4年4月1日

神戸市教育委員会規則第 号

(趣旨)

第1条 この規則は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第11条及び第30条並びに地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定に基づき、神戸市立学校園の校長、園長、教員及び実習助手の採用及び昇任のための選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 採用 職員以外の者を職員の職に任命すること。(現に校長又は園長の職以外の職に任命されている者を校長又は園長の職に任命する場合を含む。(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の3第1項に規定する臨時的任用を除く。))
- (2) 昇任 職員をその職員が現に任命されている職より上位の職制上の段階に属する職員の職に任命すること及び教諭、養護教諭、栄養教諭を主幹教諭に昇格すること。
- (3) 神戸市立学校園 神戸市立学校設置条例(昭和39年3月条例第87号)第3条に規定する学校園(高等専門学校は除く。)をいう。
- (4) 標準職務遂行能力 職制上の段階の標準的な職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として教育長が定めるもの。

(選考の目的及び方法)

第3条 採用のための選考(以下「採用選考」という。)は、教育長が当該選考に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該選考に係る職についての適性を有するかどうかを正確に判定することを目的とし、必要に応じ、筆記試験、面接試験、実技試験その他の方法を用いて行う。

2 昇任のための選考(以下「昇任選考」という。)は、教育長が職員の受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づき、当該昇任させようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該昇任させようとする職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

(選考の種類)

第4条 選考の種類は、次のとおりとする。

- (1) 神戸市立学校園教員採用候補者選考試験
- (2) 神戸市立学校園育児休業代替任期付教員採用候補者選考試験
- (3) 神戸市立特別支援学校実習助手採用候補者選考試験
- (4) 神戸市立学校長選考
- (5) 神戸市立幼稚園長選考
- (6) 神戸市立学校教頭選考
- (7) 神戸市立学校主幹教諭選考

(選考区分)

第5条 前条に規定する選考を実施するにあたっては、校種、職、教科その他必要に応じ、選考区分を設けるものとする。

(選考の資格要件)

第6条 選考の資格要件は、選考の種類または選考区分に応じて、教育長が別に定める。

(告知の方法)

第7条 選考の告知は、公報その他適切な方法により行わなければならない。

(告知の内容)

第8条 選考の告知の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 選考の対象となる職及び選考区分
- (2) 選考の資格要件
- (3) 選考の実施時期及び場所
- (4) 選考の受験手続
- (5) その他教育長が必要と認める事項

(採用候補者名簿)

第9条 採用候補者名簿（以下「名簿」という。）には、第4条第1号から第3号までに規定する選考に合格した者（以下「採用候補者」という。）を選考の種類及び選考区分に応じて登載する。

2 名簿は教育長が作成する。

(名簿の有効期間)

第10条 教育長は、前条の規定により名簿を作成する場合において、その有効期間を定めることができる。

2 教育長は、必要があると認めるときは、当該名簿について定めた有効期間の満了前において、更にその期間を延長することができる。

(名簿からの削除)

第11条 教育長は、採用候補者が次のいずれかに該当する場合には、名簿から削除することができる。

- (1) 職員に採用された場合
- (2) 採用に関する教育委員会からの照会に応答しない場合
- (3) 心身の故障のため、名簿の対象となる職の職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合
- (4) 前号に定めるもののほか、名簿の対象となる職に必要な適格性を欠くことが明らかとなった場合
- (5) 採用を辞退した場合
- (6) その他教育長が別に定める場合

第 12 条 教育長は、採用候補者が次のいずれかに該当する場合には、名簿から削除するものとする。

- (1) 当該採用選考を受ける資格を欠いていることが明らかとなった場合
- (2) 当該採用選考の受験の申込み又は当該採用選考において、虚偽若しくは不正の行為をし、又はしようとしたことが明らかとなった場合
- (3) その他教育長が別に定める場合

(採用候補者の名簿への復活)

第 13 条 教育長は、次に掲げる場合に、名簿から削除された採用候補者を当該名簿に復活させることができる。

- (1) 第 11 条第 1 号の規定により名簿から削除された者であって、条件付採用期間中に免職された者について、名簿に復活させることが適当と認める場合
- (2) 第 11 条第 2 号の規定により名簿から削除された者について、正当な理由により当該照会に応答しなかったと認める場合
- (3) 第 11 条第 3 号又は第 4 号の規定により名簿から削除された者について、それらの規定に該当しなくなったため、名簿に復活させることが適当と認める場合
- (4) 第 11 条第 5 号又は第 6 号の規定により名簿から削除された者について、名簿に復活させることが適当と認める場合

(採用)

第 14 条 職員を採用する場合（現に校長又は園長の職以外の職に任命されている者を校長又は園長の職に任命する場合は除く。）は、第 9 条に規定する名簿に登載された者のうちから採用するものとする。

2 現に校長又は園長の職以外の職に任命されている者を校長又は園長の職に任命する場合は、第 4 条第 4 号及び第 5 号に規定する選考により選考された者のうちから任命するものとする。

(昇任)

第 15 条 職員を昇任させる場合は、第 4 条第 6 号及び第 7 号に規定する選考により選考された者のうちから昇任させるものとする。

(実施細目)

第 16 条 この規則の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。